

標準仕様書「ISO9001 適用工事」の記載内容の読み替えについて

【土木工事標準仕様書（平成 30 年 4 月）】

項目	現行の記載	読替え後の記載
1. 3. 1 5 ISO9001 適用工事	受注者は、ISO9001 適用工事である旨、特記仕様書に記載がある場合は附則－23「ISO9001 適用工事（土木工事）」によるものとする。	契約後に当局と協議を行い、承諾を受けた場合は、ISO9001 適用工事とすることができる。 ISO9001 適用工事については、附則－23「ISO9001 適用工事（土木工事）」によるものとする。
附則－2 3 ISO9001 適用工事(土木) (1) 適用範囲及び一般事項	ア 本附則は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する土木工事（以下「工事」という。）において、ISO9001 の認証取得を入札条件とした工事及び契約後の協議により対象とする工事に適用する。	ア 本附則は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する土木工事（以下「工事」という。）において、契約後の協議により対象とする工事に適用する。

【設備工事標準仕様書（平成 29 年 4 月）】

項目	現行の記載	読替え後の記載
<p>1. 5. 10 ISO9001 適用工事</p>	<p>ISO9001 適用工事である旨、特記に記載がある場合は、付則－5「ISO9001 適用工事実施要領」のとおり扱う。</p>	<p>契約後に当局と協議を行い、承諾を受けた場合は、ISO9001 適用工事とすることができる。 ISO9001 適用工事については、付則－5「ISO9001 適用工事実施要領」のとおり扱う。</p>
<p>付則－5 ISO9001 適用工事実施要領 1 一般事項 1－1 適用範囲及び一般事項</p>	<p>(1) 当局が施行する設備工事において、ISO9001 の認証取得を入札参加条件とした工事に適用する。</p>	<p>(1) 当局が施行する設備工事において、契約後の協議により ISO9001 適用工事として定めた工事に適用する。</p>
<p>1－2 用語の定義</p>	<p>(1) 「品質管理計画表」とは、受注者が JIS Q 9001 (ISO9001 : 2015 年版) の規格要求項目「6 計画」又は JIS Q 9001 (ISO9001 : 2008 年版) の規格要求項目「5.4.2 品質マネジメントシステムの計画」に基づき作成した品質管理計画を示したものをいう。 (2) 「品質管理記録表」、「品質管理チェック表」とは、受注者が「品質管理計画表」に基づき作業した結果を書類によって記録したものをいう。 「品質管理記録表」とは、数値により記録が行える管理項目に対し作成されるものであり、「品質管理チェック表」とは、作業時の留意点等、状況確認に対して作成されるものをいう。</p>	<p>(1) 「品質管理計画表」とは、JIS Q 9001 : 2015 (ISO9001 : 2015) の規格要求事項「8. 運用」及び当局が要求する品質管理項目に基づき、受注者が作成する品質に関する管理計画表をいう。 (2) 「品質管理記録表」、「品質管理チェック表」とは、当局が要求する品質管理項目を網羅した記録であり、受注者の「品質管理計画表」に基づく作業を記録したものをいう。 「品質管理記録表」とは、数値により記録が行える管理項目に対し作成されるものであり、「品質管理チェック表」とは、作業時の留意点等、状況確認に対して作成されるものをいう。</p>

【建築工事標準仕様書（平成 29 年 4 月）】

項目	現行の記載	読替え後の記載
<p>1. 3. 16 ISO9001 適用工事</p>	<p>受注者は、ISO9001 適用工事である旨、特記仕様書に記載がある場合は、付則－2「ISO9001 適用工事（建築工事）」によるものとする。</p>	<p>契約後に当局と協議を行い、承諾を受けた場合は、ISO9001 適用工事とすることができる。 ISO9001 適用工事については、付則－3「ISO9001 適用工事（建築工事）」によるものとする。</p>
<p>付則－2 ISO9001 適用工事 （建築工事） 1 一般事項 （1）適用範囲及び 一般事項</p>	<p>ア 本付則は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する建築工事（以下「工事」という。）において、ISO9001 の認証取得を入札条件とした工事に適用する。 イ 本付則が適用される工事（以下「本工事」という。）において、受注者は、以下に示す書類を作成する。 （ア）品質管理計画表 （イ）品質管理記録表 （ウ）品質管理チェック表</p>	<p>ア 本付則は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する建築工事（以下「工事」という。）において、契約後の協議により対象とする工事に適用する。 イ 本付則が適用される工事（以下「本工事」という。）において、受注者は「品質管理書類」を作成する。</p>
<p>（2）用語の定義</p>	<p>ア 「品質管理計画表」とは、受注者が JIS Q 9001（ISO9001：2015 年版）の規格要求項目「6 計画」又は、JIS Q 9001（ISO9001：2008 年版）の規格要求項目「5.4.2 品質マネジメントシステムの計画」に基づき作成した品質管理計画を示したものをいう。 イ 「品質管理記録表」、「品質管理チェック表」とは、受注者が「品質管理計画表」に基づき作業した結果を書類によって記録したものをいう。 「品質管理記録表」とは、数値により記録が行える管理項目に対して作成されるものであり、「品質管理チェック表」とは、作業時の留意点等、状況確認に対して作成されるものをいう。 ウ 提示とは受注者が監督員に対し、又は監督員が受注者に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示して説明すること</p>	<p>ア 「品質管理書類」とは、当局が建築工事標準仕様書で要求している出来形・品質管理等に関する書類に加え、受注者が認証取得した JIS Q 9001（ISO9001）にのっとり作成した記録全般をいう。 イ 提示とは受注者が監督員に対し、又は監督員が受注者に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示して説明することを</p>

	とをいう。	いう。
(3) 提出書類	イ 受注者は、別表「ISO9001 適用工事受注者提出書類処理一覧」に示す保管文書について、常に提示及び提出が可能なように適切に保管するとともに検査時に提出する。	イ 受注者は、別表「ISO9001 適用工事受注者提出書類処理一覧」に示す保管文書について、常に提示及び提出が可能なように適切に保管するとともに工事完了時まで提出する。
2 着手	<p>(1) 受注者は、「施工計画書」に「品質管理計画表」を添付し、監督員に提出する。</p> <p>(2) 「品質管理計画表」、「品質管理記録表」及び「品質管理チェック表」には、原則として以下の事項を記載する。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議する。</p> <p>ア 品質管理計画表</p> <p>①工種、②細目、③管理項目、④管理基準値、⑤基準図書、⑥検査方法、⑦検査頻度、</p> <p>⑧監督員立会頻度、⑨検査担当者、⑩検査責任者、⑪検査・確認するための帳票名（品質管理記録表又は品質管理チェック表）、⑫是正方法、⑬再検査担当者、⑭再検査責任者、</p> <p>⑮是正処置の記録</p> <p>イ 品質管理記録表</p> <p>①記録名、②管理基準値、③検査日、④記録箇所、⑤設計値又は基準値、⑥測定値、</p> <p>⑦合否判定、⑧ 検査担当者、⑨検査責任者</p> <p>ウ 品質管理チェック表</p> <p>①記録名、②記録箇所、③実施日、④チェック項目、⑤合否判定、⑥検査担当者、⑦検査責任者</p> <p>(3) 「品質管理計画表」には「品質管理記録表」又は「品質管理チェック表」で管理する項目（品質管理項目）を記載する。</p>	<p>(1) 受注者は、原則として「施工計画書」に「品質管理書類」として使用する書式を添付し、監督員に提出する。</p> <p>(2) 「施工計画書」には、標準仕様書等で定められた出来形管理項目及び品質管理項目に基づき、各工事で必要とされる管理項目を選定し、記載する。ただし、それ以外に受注者が掲げる項目については、管理項目として記載することができる。</p>

	(4) 品質管理項目は、監督員と受注者が協議の上、定める。	
3 施工管理	受注者は、工事目的物の品質記録について、受注者の責任により遅滞なく「品質管理記録表」又は「品質管理チェック表」に記載し、監督員の要求があった場合は提示する。	受注者は、工事目的物の品質記録について、受注者の責任により遅滞なく「品質管理書類」に記載し、監督員の要求があった場合は提示する。
5 工事一般 (1) 品質管理の実施	<p>ア 本工事について受注者は、「品質管理計画表」に示した品質管理計画に基づき管理を実施し、その結果を遅滞なく「品質管理記録表」又は「品質管理チェック表」に記載し、保管する。また、監督員からの要求があった場合には、速やかに書類を提示する。</p> <p>イ 受注者は、「品質管理計画表」、「品質管理記録表」及び「品質管理チェック表」に記載する検査担当者及び検査責任者を「施工計画書」の組織表に記載する。</p>	<p>ア 本工事について受注者は、標準仕様書等で定められた出来形管理項目及び品質管理項目に基づき管理を実施し、その結果を遅滞なく「品質管理書類」に記載し、保管する。また、監督員からの要求があった場合には、速やかに書類を提示する。</p> <p>イ 受注者は、「品質管理書類」に記載する検査担当者及び検査責任者を「施工計画書」の組織表に記載する。</p>